



## 交通事故に係る第三者行為による傷病届等の提出に関する覚書

別表に定める国民健康保険の保険者及び熊本県後期高齢者医療広域連合（以下「国保保険者等」という。）からこの覚書の締結に係る委任を受けた熊本県国民健康保険団体連合会（以下「甲」という。）並びに一般社団法人日本損害保険協会、一般社団法人外国損害保険協会、全国自動車共済協同組合連合会、全国トラック交通共済協同組合連合会、全国共済農業協同組合連合会及び全国労働者共済生活協同組合連合会（以下「乙」という。）は、交通事故に係る第三者行為による傷病届等の提出に関して必要な事項を次のとおり定め、覚書として締結する。

なお、この覚書の締結に当たり、一般社団法人日本損害保険協会は、一般社団法人外国損害保険協会、全国自動車共済協同組合連合会、全国共済農業協同組合連合会、全国トラック交通共済協同組合連合会及び全国労働者共済生活協同組合連合会の委任に基づき、代表して覚書を締結する。

### （目的）

第1条 この覚書は、任意保険等使用事案において国民健康保険又は後期高齢者医療制度（以下「国民健康保険等」という。）が利用された場合の手続きについて定めるものであり、国民健康保険等の適正な利用を促進し、併せて第三者行為による傷病届の提出を確実なものとして国保保険者等の求償漏れをなくし、財政の健全化を図ることを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 「損害保険会社等」とは、乙のうち、この取り決めに賛同する一般社団法人日本損害保険協会、一般社団法人外国損害保険協会、全国自動車共済協同組合連合会、全国トラック交通共済協同組合連合会に加盟する会員並びに全国共済農業協同組合連合会及び全国労働者共済生活協同組合連合会をいう。

- 2 「任意保険等」とは、損害保険会社等と任意に契約した対人賠償保険、人身傷害保険、その他名称を問わず自動車による交通事故に伴う傷病に対する補償を内容とする保険・共済をいう。
- 3 「被害者」とは、過失の多寡にかかわらず、交通事故により受傷した者をいう。
- 4 「任意保険等使用事案」とは、交通事故の加害者又は被害者が任意保険等に加入しているもので、損害保険会社等が関与（示談代行サービスの提供、人身傷害保険金支払サービス等）している事案をいう。
- 5 「第三者行為による傷病届」とは、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の6又は高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第46条（同則において準用する場合を含む。以下同じ。）等に定める被害の届出に係る書類をいう。
- 6 「第三者行為による傷病届等」とは、前項及び第5条各号に規定する書類のことをいう。

#### (甲の責務)

第3条 甲は、この覚書に定める事項について、国保保険者等に対して周知を行い、国保保険者等が損害保険会社等に対する求償を行うに当たり、この覚書に沿った求償を行うよう要請するものとする。

- 2 甲は、乙がこの覚書を履行するに必要となる連絡先一覧を作成するため、国保保険者等の名称、担当窓口、郵便番号、住所、電話番号及びFAX番号の情報を提供する。
- 3 甲は、この覚書に定める事項の実施状況を把握し、問題が発生した場合には、乙と協議して解決するよう努めるものとする。

#### (乙の責務)

第4条 乙は、この覚書に定める事項について、損害保険会社等に対して周知を行い、損害保険会社等が当該周知の内容を遵守するよう努めるものとする。

- 2 乙は、任意保険等使用事案において、第三者の行為による傷病の治療に際して国民健康保険等が利用された場合、国民健康保険法施行規則第32条の6、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第46条等に定める届出が遅滞なく確実になされるよう、損害保険会社等に対して別紙に定めるとおり書類作成及び提出の援助を行うよう要請するものとする。
- 3 乙は、前条第2項及び前項の規定により得られた情報について適正に管理し、乙及び損害保険会社等がこの覚書又は別紙に定める内容を履行する以外の目的で利用してはならない。

#### (提出書類)

第5条 任意保険等使用事案については、国保保険者等に対し、第三者行為による傷病届のほか、以下の書類を提出するものとする。

- (1) 事故発生状況報告書
- (2) 診療報酬明細書の写しの送付、損害保険会社等及び医療機関への照会に対する同意書
- (3) 交通事故証明書又は交通事故証明書入手不能理由書

#### (提出書類の様式)

第6条 任意保険等使用事案について、前条に規定する書類に関する様式については、別添1から4までの様式を使用する。ただし、事故発生状況報告書については、以下の要件を備える代替の書類がある場合にはその書類をもって代用することができる（一部要件を欠く場合にはその要件を補足することで代用することができる）。

#### 【事故発生状況報告書の要件】

- (1) 当事者（加害者、被害者）の氏名
- (2) 事故現場状況図（定型のパターン図でも可）
- (3) 天候（晴・曇・雨・雪・霧、その他）
- (4) 交通状況（混雑・普通・閑散）
- (5) 明暗（昼間・夜間・明け方・夕方）
- (6) 道路状況（舗装の有無、歩道の有無・道路の見通し・中央車線の有無・道路の状態）

- (7) 信号又は標識（信号の有無・自車側信号の色、相手方信号の色・駐停車禁止の有無、その他標識の有無）
- (8) 速度（加害者車両の速度及び制限速度・被害者車両の速度及び制限速度）
- (9) 事故発生の状況（経緯）
- (10) 被害者の負傷状況
- (11) 国民健康保険の被保険者（世帯主）又は後期高齢者医療制度の被保険者の署名又は記名押印

(参加停止)

- 第7条 甲は、損害保険会社等がこの覚書の趣旨に反して、第4条に基づく書類作成及び提出の援助を適正に行っていないとの情報を得た場合には、乙に対して事実関係の確認を求めることがある。
- 2 乙は、前項の確認を求められた場合、当該損害保険会社等に対して事実関係を確認し、甲に報告しなければならない。
  - 3 甲は、前項の報告を受けて、当該損害保険会社等における第4条に基づく書類作成及び提出の援助が著しく不適正であると判断した場合、乙に対して、当該損害保険会社等に改善を求めるよう請求することができる。
  - 4 甲は、前項の規定に基づき改善を求めたにもかかわらず、当該損害保険会社等における第4条に基づく書類作成及び提出の援助が著しく不適正と判断した場合には、乙及び当該損害保険会社等の意見を聴いた上で、乙に対して理由を付した書面を提出することをもって当該損害保険会社等のこの覚書への参加を停止することができる。
  - 5 乙は、甲から前項の書面を受領した場合には、当該損害保険会社等に速やかにその旨を通知しなければならない。停止の効力は、乙に本件書面が到達した月の翌月末日をもって生じるものとする。
  - 6 この覚書への参加を停止された損害保険会社等は、改善計画書を甲及び乙に提出することができる。甲は、同改善計画書を受けて改善が見込まれると判断した場合には、第4項に規定する措置を取り消し、改めてこの覚書への参加を認めることができる。
  - 7 甲は、前項の規定により参加停止を取り消す場合、その旨を乙に書面で通知し、乙は、当該損害保険会社等に速やかに取り消しの事実を通知しなければならない。
  - 8 参加停止の取り消しの効力は前項の通知が乙に到達した時から生じるものとする。

(効力発生日)

- 第8条 この覚書の効力は平成28年4月1日から生じるものとする。なお、損害保険会社等による第4条第2項に基づく書類作成及び提出の援助については、同日以降に発生した事故を対象とする。
- 2 この覚書の有効期間は契約締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、この覚書と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。

(その他事案についての協議)

第9条 この覚書に記載されていない内容について問題が生じた場合には、甲及び乙は、協議して決するものとする。

(本書面の保管)

第10条 甲及び乙は、記名押印後、本書面を相互に各1通保管するものとする。

平成28年3月16日

(甲)

熊本県熊本市東区健軍2丁目4番10号

熊本県国民健康保険団体連合会

理事長 大西一史



(乙)

東京都千代田区神田淡路町2-9

一般社団法人日本損害保険協会

専務理事 堀政



東京都港区虎ノ門3-20-4

虎ノ門鈴木ビル7階

一般社団法人外国損害保険協会

専務理事 瀧下行夫

東京都新宿区市谷八幡町14

全国自動車共済協同組合連合会

専務理事 中易正幸

東京都新宿区四谷3-1-8

全国トラック交通共済協同組合連合会

専務理事 和田敬司

東京都千代田区平河町2-7-9

全国共済農業協同組合連合会

代表理事理事長 勝瑞保

東京都渋谷区代々木2-12-10

全国労働者共済生活協同組合連合会

理事長 中世古廣司

## 別 紙

交通事故に係る第三者行為による傷病届等の提出に関する覚書（以下、「覚書」という。）の第4条に基づく要請事項について、以下のとおり定める。

なお、各用語の定義については、覚書第2条の定めによるものとする。

### （治療費支払方法の告知等）

第1条 損害保険会社等は、被害者が交通事故による傷病の治療を行う場合、被害者の治療費の支払方法に関する選択権を尊重する趣旨から、治療費の支払方法の種類（自由診療と保険診療があること）について告知するものとする。ただし、次の場合には告知時期を遅らせること、告知しないことができるものとする。

（1）被害者の態様から判断して、治療費の支払方法の種類について告知すると、今後の交渉に多大な支障が生じると見込まれる場合

（2）被害者に過失がないと思われる事案で、かつ、治療費が少額と見込まれる場合

2 損害保険会社等は、前項の告知を行う場合、被害者にとって有利となる治療費の支払方法を提案するものとする。

3 損害保険会社等は、国民健康保険等を利用する場合、被害者に対し、次の内容を説明するものとする。

（1）医療費の求償の流れ

（2）第三者行為による傷病届等の提出が必要であること

（3）覚書第5条第2号の同意書の内容

### （書類作成及び提出の援助の内容）

第2条 損害保険会社等は、任意保険等使用事案において交通事故による傷病の治療に際し国民健康保険等が利用された場合、書類作成及び提出の援助を以下のとおり行うものとする。

（1）加害者あるいは被害者的一方当事者のみが任意保険等に加入している場合、その一方当事者が加入する損害保険会社等が書類作成及び提出の援助を行う。

（2）加害者と被害者がともに任意保険等に加入している場合、原則として加害者が加入する損害保険会社等が書類作成及び提出の援助を行う。ただし、被害者の過失が大きいなど加害者が加入する損害保険会社等からの保険金支払が見込まれない場合には、被害者が加入する損害保険会社等が書類作成及び提出の援助を行う。

（3）前号の規定にかかわらず、加害者が加入する損害保険会社等からの給付の前に、被害者が加入する損害保険会社等から保険金が支払われる場合、被害者が加入する損害保険会社等が書類作成及び提出の援助を行うものとし、その旨を加害者が加入する損害保険会社等に速やかに連絡する。

2 損害保険会社等は、被害者が連絡先である損害保険会社等を把握しているにもかかわらず連絡せずに国民健康保険等を利用した場合、被害者が必要な情報の提供を拒んだ場合、被害者が自ら第三者行為による傷病届を提出すると主張している場合など、書類作成及び提出の援助ができない相当の理由がある場合には、書類作成及び提出の援助を行わないことができる。

3 前項の場合、損害保険会社等は、被害者に対して、被害者が加入する国保保険者等に第三者行為による傷病届を提出する必要があることを説明しなければならない。

(書類作成及び提出の援助の方法)

第3条 損害保険会社等は、書類作成及び提出の援助を無償で行うものとする。

2 損害保険会社等は、書類作成の援助に当たり、公正な立場でその援助にあたるものとし、加害者と被害者との間で事実関係の争いがある場合には、被害者が主張する内容に基づき援助を行うものとする。

3 前項により作成された書類は、次の各号に定める場合に応じ、それぞれ次に定める者の署名又は記名押印を受けるものとする。

(1) 被害者が国民健康保険の被保険者である場合 被害者が属する世帯の世帯主

(2) 被害者が後期高齢者医療制度の被保険者である場合 被害者

4 損害保険会社等は、書類作成及び提出の援助に当たり、必要に応じて社会保険労務士を活用するなど、援助に支障が生じないよう努めなければならない。

(提出の援助の方法、期限、費用)

第4条 損害保険会社等は、任意保険等使用事案において、第3条の提出の援助として、国民健康保険等の利用を開始してから原則として1箇月以内に覚書第5条に規定する書類を被害者が加入する国保保険者等の担当窓口に送付しなければならない。なお、1箇月以内に送付できない場合には、当該国保保険者等における担当窓口にその旨連絡するものとする。

2 送付費用については、損害保険会社等の負担とする。

3 損害保険会社等は、第三者行為による傷病届等の提出の援助に当たり、個人番号の提供も受けた提出の援助を行う場合には、当該損害保険会社等は国保保険者等と個人番号の取扱いに係る委託契約を締結するなど、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及びその他関係法令を遵守した体制整備を行わなければならない。

4 前項の体制整備を行わない場合、損害保険会社等は、個人番号の提供を受けずに第三者行為による傷病届等の提出の援助を行うものとする。

(取得した情報の取扱い)

第5条 損害保険会社等は、第2条及び第3条により取得した情報を適正に管理し、書類作成及び提出の援助に必要な範囲に限って利用しなければならない。

以上

別表

熊本市	合志市	御船町	球磨村
人吉市	天草市	嘉島町	苓北町
荒尾市	玉東町	益城町	美里町
水俣市	南関町	甲佐町	和水町
宇土市	長洲町	津奈木町	南阿蘇村
上天草市	大津町	錦町	山都町
山鹿市	菊陽町	多良木町	氷川町
宇城市	南小国町	湯前町	芦北町
阿蘇市	小国町	水上村	あさぎり町
菊池市	産山村	相良村	
八代市	高森町	五木村	
玉名市	西原村	山江村	
熊本県医師国民健康保険組合		熊本県歯科医師国民健康保険組合	
熊本県後期高齢者医療広域連合			

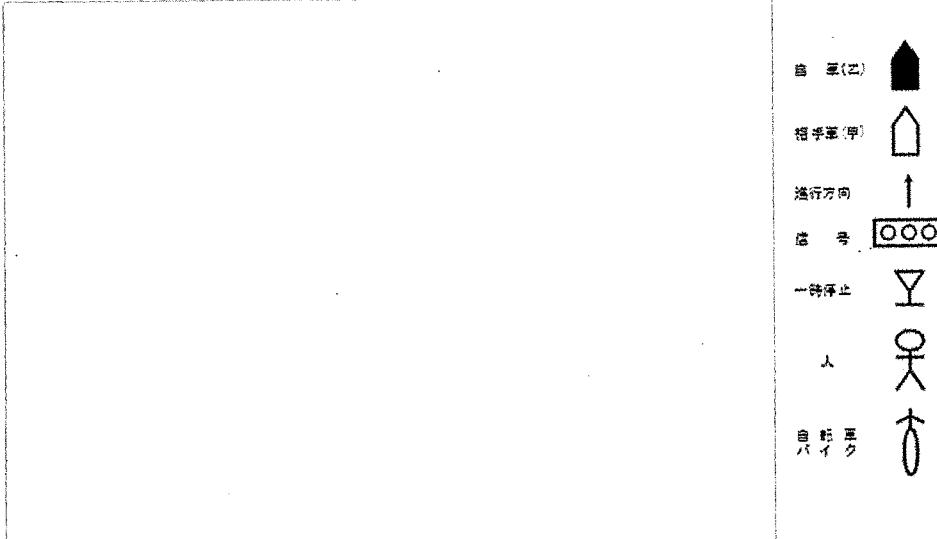
## 別添1

## 第三者行為による傷病届

項目		内 容		
届出者・届出先	被保険者証記号番号 / 保険者名	被保険者証記号番号	保険者名	
	保険者の住所(届出先)	〒		
	被保険者氏名 ※国民健康保険の場合は世帯主氏名	ふりがな 氏名	印	
(被受診者)	氏名 / 性別 / 年齢	ふりがな 氏名	男性 / 女性	歳
	続柄 / 生年月日	届出者との関係	年 月 日	
	住所 / 電話	〒	TEL	( )
	備考			
(第三者)	氏名 / 性別 / 年齢	ふりがな 氏名	男性 / 女性	歳
	住所 / 電話	〒	TEL	( )
事故発生	事故発生日時	年 月 日 午前 / 午後 時 分頃		
	事故発生場所			
自賠責保険(加害者)	保険会社名			
	保険契約者名	ふりがな 氏名		
	登録番号			
	車台番号			
	保険期間 / 自賠責番号	保険期間 年 月 日 ~ 年 月 日	自賠責番号	
任意保険(加害者)	保険会社名			
	取扱店所在地 / 電話	〒	TEL	( )
	担当者名 / E-mail	ふりがな 氏名	E-mail	
	保険契約者名	ふりがな 氏名		
	住 所	〒		
	保険期間 / 契約番号	保険期間 年 月 日 ~ 年 月 日	契約番号	
	任意対人一括の有無	有 / 無		
被害者加入の保険会社関与の有無(注)		保険会社名・担当者名 有 / 無	TEL	( )
治療状況	診療機関名 / 治療開始日 / 電話	診療機関名	治療開始日 年 月 日	
	所在地	〒	入院の有無	有 / 無
	診療機関名 / 治療開始日 / 電話	診療機関名	治療開始日 年 月 日	
	所在地	〒	入院の有無	有 / 無
	<p><b>本件は、労災保険の給付対象となる業務上又は通勤による交通事故ではありません。</b></p> <p>(注)保険会社の関与が「有」の場合には、有無の欄の右の欄に当該保険会社名、電話番号、担当者名を記入して下さい。 (自賠責共済、任意共済の場合には、自賠責保険、任意保険の各欄に「保険」を「共済」と読み替えてその内容を記載して下さい。)</p>			

別添2

## 事故発生状況報告書

事故証明書番号	第号	当事者	甲(加害者) 乙(被害者)	氏名		
自動車の番号				氏名		運転：同乗 歩行：その他
天候	晴・曇・雨・雪・霧( )	交通状況	混雑・普通・閑散	明暗	昼間・夜間・明け方・夕方	
道路状況	舗装(してある・していない)・歩道(ある・ない)・道路の見通し(良い・悪い) 中央車線(ある・ない)・道路の状態(直線・カーブ・平坦・坂・積雪路・凍結路)					
信号又は標識	信号(ある・ない)・自車側信号(青・赤・黄)・相手方信号(青・赤・黄) 駐停車禁止(されている・されていない)・その他標識( )					
速度	甲車両 Km/h(制限速度 Km/h)	乙車両 Km/h(制限速度 Km/h)				
事故現場状況図	(右の記号を使って乙の立場で記入して下さい。また、車線数も正確に記入し、道路幅はmで記入して下さい。) 					
事故発生の状況(経緯)						
被害者の負傷状況	日	<input type="checkbox"/> 出勤日 <input type="checkbox"/> 休日(定休日・休暇含む) <input type="checkbox"/> その他( )				
	時間帯	<input type="checkbox"/> 勤務時間中 <input type="checkbox"/> 通勤途上 <input type="checkbox"/> 出張中 <input type="checkbox"/> 私用 <input type="checkbox"/> その他( )				
	場所	<input type="checkbox"/> 会社内 <input type="checkbox"/> 道路上 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他( )				
	労災特別加入	(被害者が代表取締役等役員の場合のみ記入) <input type="checkbox"/> 加入有 <input type="checkbox"/> 加入無				
上記内容に間違いありません。 平成 年 月 日 届出者(被保険者): 印						

(注)本書面に代わる同等の内容の書面がある場合は、その書面の提出をもって本書面の代わりとすることも可能です。ただし、その場合に於ては、当該書面の余白部分に「上記内容に間違いありません」と記入した上、届出者に署名または記名押印をして貰って下さい。

御中

(保険者名を記載ください)

## 同 意 書

私が加害者（\_\_\_\_\_）に対して有する損害賠償請求権は、法令<sup>(注1)</sup>により、保険者が保険給付の限度において取得することになります。

つきましては、保険者<sup>(注2)</sup>が損害賠償額の支払の請求を加害者の加入する損害保険会社等に行う際、請求書一式に当該保険給付に係る診療報酬明細書の写しを添付することに同意します。

なお、私が損害保険会社等へ自動車損害賠償責任保険への請求をし、保険金等を受領したときは、保険者は受領金額並びにその内訳等の各種情報について照会を行い、損害保険会社等からその照会内容について情報提供を受けること、保険者が医療機関に対して事故による診療に関する内容の照会を行い、医療機関から情報提供を受けることに同意します。

あわせて、次の事項を守ることを誓約します。

- 1 加害者（保険会社・共済団体）と示談を行おうとする場合は必ず事前にその内容を申し出ること。
- 2 加害者（保険会社・共済団体）に白紙委任状を渡さないこと。
- 3 加害者（保険会社・共済団体）から金品を受けたときは、受領日、内容、金額をもれなく、すみやかに届出すること。
- 4 治療が完了した場合には、治療完了日を報告すること。

平成 年 月 日

届出者（被保険者）

住 所

氏 名

印

（注1）各保険における根拠法令は次のとおりです。

健康保険：健康保険法第57条、船員保険：船員保険法第45条、国民健康保険：国民健康保険法第64条1項、後期高齢者医療：高齢者の医療の確保に関する法律第58条1項

（注2）国民健康保険および後期高齢者医療については、国民健康保険法第64条3項または高齢者の医療の確保に関する法律第58条3項の規定に基づき、損害賠償金の徴収または収納の事務を委託されている国民健康保険団体連合会を含みます。

別添4

## 交通事故証明書入手不能理由書

発生日時					
発生場所					
加害者 (甲)	住所				
	氏名		生年月日		
	車種		車両番号		
	自賠責保険契約先		自賠責証明書番号		
	事故時の状態				
被害者 (乙)	住所				
	氏名		生年月日		
	車種		車両番号		
	自賠責保険契約先		自賠責証明書番号		
	事故時の状態				
甲・乙以外の当事者	住所				
	氏名		車両番号		
	自賠責保険契約先		自賠責証明書番号		
交通事故証明書を入手できない理由					

上記理由により交通事故証明書は取得できませんが事故の事実に相違ありません。  
平成 年 月 日

(甲) 住所  
氏名 印 電話( ) -

上記事故を目撃しました。  
平成 年 月 日

目撲者 住所  
氏名 印 電話( ) -

